

金沢大学能登里山里海未来創造センターと信州大学アクア・リジェネレーション機構による
創造的復興に向けたオフグリッド実証実験に関する連携協定

金沢大学能登里山里海未来創造センター（以下「甲」という。）と信州大学アクア・リジェネレーション機構（以下「乙」という。）は、第 1 条の目的の達成に向け、互いに連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条 本協定は、甲および乙が連携・協力し、それぞれの知見と資源を活用した取り組みを通じて、令和 6 年能登半島地震および令和6年奥能登豪雨からの創造的復興に資するとともに、人口減少が進む地域における実証実験を踏まえたオフグリッド集落の構築に寄与することを目的とする。

（連携事項等）
第2条 甲、乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について、連携・協力する。
（1） 自立分散型コミュニティプラントにおける持続可能な水供給及びエネルギー供給等に関すること
（2） オフグリッド技術の実装を通じたレジリエントな地域づくりのための実証実験の推進に関すること
（3） 災害後の復興地域における生活インフラの再構築と地域資源の活用に関すること
（4） その他、創造的復興とオフグリッド実証実験の推進に関して両者が必要と認める事項

（具体的取組の内容及び実施方法）
第3条 甲、乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。なお、具体的な取組内容及び実施方法および費用負担については、甲、乙による協議の上、定めるものとする。

（協定内容の変更）
第4条 甲、乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）
第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 12 年3月31日までとする。ただし、有効期間終了1 箇月前までに両者が合意したときは、有効期間を延長することができるものとする。

（守秘義務）
第6条 甲、乙は、本協定に基づく事業の実施に当たって知り得た情報については、本協定の有効期間中はもとより、有効期間終了後も第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（協議）
第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲、乙の協議

の上、これを決定するものとする。
本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名の上、各自1通を保有する。

令和 8 年 1 月 22 日

甲 石川県金沢市角間町ヌ7番地
金沢大学能登里山里海未来創造センター長

谷内江 昭宏

乙 長野県長野市若里 4-17-1
信州大学アクア・リジェネレーション機構長

手嶋 勝彦